

# 資料1

## がん登録推進法に関する病院等説明会

- 第1回 尼崎会場(H27.11.5) 市民健康開発センターハーティ21
- 第2回 姫路会場(H27.11.13) 兵庫県立姫路労働会館
- 第3回 神戸会場(H27.11.17) 兵庫県中央労働センター

- 
- ◎全国がん登録データベース
  - ◎都道府県がんデータベース(地域がん登録)
  - ◎院内がん登録

# 本日の説明会内容

---

- ▶ がん登録等の推進に関する法律の概要について
- ▶ 全国がん登録について
  - ①届出義務(病院、指定診療所の申請)
  - ②届出方法、時期など
- ▶ 都道府県がんデータベース(地域がん登録)について
  - ①届出対象
  - ②届出方法、時期など
- ▶ 院内がん登録について
- ▶ その他

# がん対策の歩み

	国	県
昭和37年	国立がんセンター設置	
昭和39年		がん登録事業開始
昭和59年	対がん10カ年総合戦略の開始	ひょうご対がん戦略 昭和62年度～平成8年度
昭和62年		
平成6年	がん克服新10カ年戦略の開始	新ひょうご対がん戦略 がん登録事業一次休止 (平成9年度～18年度)
平成9年		
平成13年	地域がん診療拠点病院制度の開始	
平成16年	第3次対がん10カ年総合戦略の開始	
平成17年	がん対策推進本部の設置	
平成18年	がん診療連携拠点病院制度の開始 がん対策基本法の成立	
平成19年	がん対策推進基本計画(第1次)	がん登録事業再開 (第1回兵庫県がん診療連携協議会)
平成20年		兵庫県がん対策推進計画 (第3次ひょうご対がん戦略推進方策)
平成24年	がん対策推進基本計画(第2次)	兵庫県がん対策推進計画 (第4次ひょうご対がん戦略推進方策)
平成25年12月	がん登録推進法の成立	
平成27年9月	がん登録推進法政省令の公布	平成25年度～平成29年度
平成28年1月	がん登録推進法の施行(全国がん登録スタート)	

# がん登録推進法の成立まで

## <健康増進法>

(生活習慣病の発生の状況の把握)

第16条 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病その他の政令で定める生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。

## <がん対策基本法>

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第17条

2 国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

地域がん登録実施

35道府県1市  
(平成22年度まで)



46都道府県1市  
(平成24年)

- 医療機関の協力によるためデータの正確さに限界
- 県外治療者にかかるデータの重複、収集が困難
- 生存確認にかかるデータ収集が困難

課題

- 平成24年3月13日 日本医学会長、日本癌学会理事長、日本癌治療学会理事長、日本臨床腫瘍学会理事長より「がん登録の法制化に係る要望書」が提出
- 平成24年4月12日 がん患者47団体より、「地域がん登録法の早期制定に関する要望書」が提出

議員立法

成立

平成25年12月がん登録等の推進に関する法律

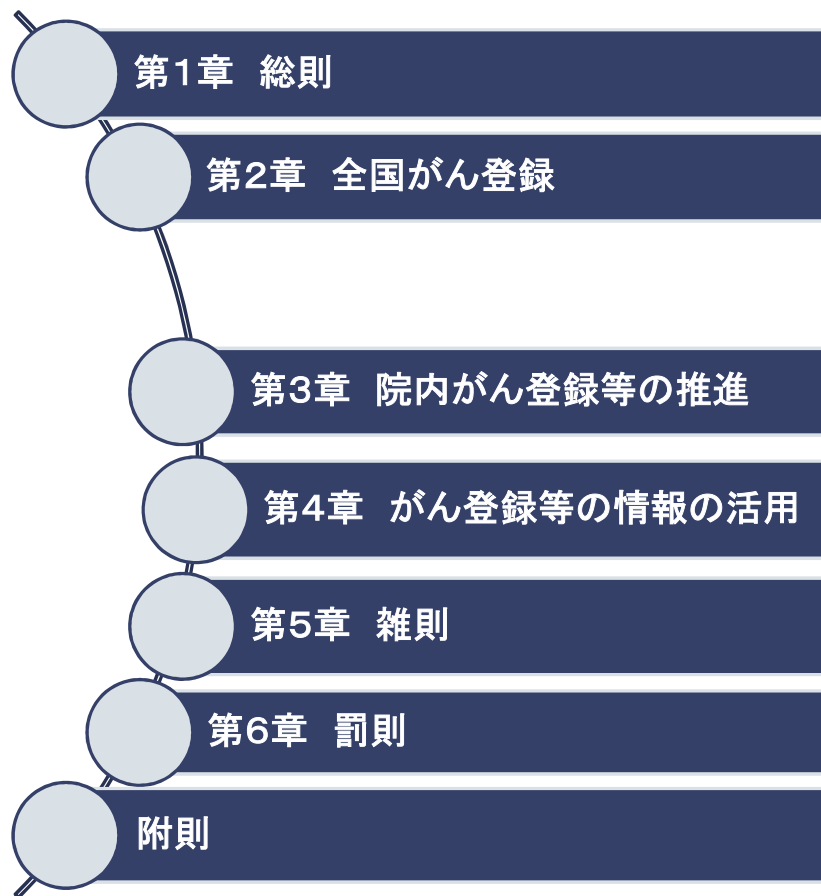
# 全国がん登録と地域がん登録の比較①

項目		全国がん登録	地域がん登録
実施体制	法的根拠	がん登録等の推進に関する法律 (がん登録推進法)	健康増進法(16条) がん対策基本法(17条2項)等
	実施主体	国が主体となり都道府県に法定受託事務として協力を求める	地方自治体(都道府県、市)による事業
登録システム	データベースシステム	全国がん登録システム	国がん標準DBS(推奨)など
罹患情報	届出義務	あり(病院及び指定診療所)	なし
	義務不履行	違反勧告、施設名公表	なし
	届出のタイミング	診断の翌年末まで (運用上は翌年9月まで)	任意(拠点病院は院内がん登録全国集計時届出を推奨)
	届出先	都道府県(事務委任・委託した場合はその事務委任・委託先)	(公財)兵庫県健康財団
	届出対象範囲	法施行令に基づく26項目	標準登録票25項目
死亡情報	情報源と利用方法	国が全国分の死亡者情報票から一括して届出漏れと生存確認	県が、人口動態調査票を2次利用し、届出漏れ症例に遡り調査
入力	届出票	都道府県(原則、インポート)	都道府県(手入力、インポート)
	死亡情報	国(国がんがインポート)	都道府県(手入力)
個人照合	届出—届出	(県内)県、(県間)国	(県内)県、(県間)届出データの提供のみ
	届出—死亡	国	(県内)県、(県間)—

## 全国がん登録と地域がん登録の比較②

項目		全国がん登録	地域がん登録
遡り調査・集約	遡り調査	県は国の通知に基づき調査を実施、医療機関はそれに応じて届け出るのが義務	届出症例を調査し、医療機関は任意で協力
	集約	(県内)県、(県間)国	(県内)県、(県間)未実施
予後情報	情報源	国が全国分の死亡者情報票から一括して全症例と照合	・県が県内死亡票を2次利用し、全症例と照合 ・県が住民票又は住基ネットを利用し照合
	追跡期間	有限(100年)	死亡票の2次利用期限内
統計値	全国罹患数	顕名個別情報をとりまとめた実測値	匿名個別情報をとりまとめた推測値
データ保管期間	届出顕名情報	有限(100年)	規定なし
	死亡顕名情報	有限(100年)	全件遡り調査を実施後、統計法に基づき破棄
患者の権利	拒否、削除請求、開示請求	認めない	拒否、削除請求は認め、開示請求は規定なし
データ利用	医療機関への予後情報提供	病院等の管理者の請求により届出医療機関に提供	第三者提供にあたり不可能
	データの研究利用手続	マニュアル等の判断基準に従い、国又は県の審議	判断基準に従い、県の審議
	秘密保持義務の範囲と罰則	がん登録推進法	個人情報保護法・条例等

# がん登録等の推進に関する法律の概要について



- 目的、定義、基本理念、連携協力
- データベースの整備、届出方法
- 死亡者情報票、情報の利用、提供
- 事務の委任、情報の保護、雑則
- 努力義務規定
- 国、県、市町、病院等による情報の活用
- 人材の育成
- 罰金、懲役を規定
- 準備行為等を規定

## 基本理念(法第3条)

- 全国がん登録 ……できる限り正確に把握されるもの
- 院内がん登録 ……医療の質の向上に資するもの
- がん対策の充実 ……全国がん登録の実施  
院内がん登録からの情報  
その他のがん診療に関する詳細な情報
- 登録情報の活用 ……がんに係る調査研究に活用され、国民  
に還元されなければならない。
- 登録情報の保護 ……厳格に保護されなければならない

### <関係者相互の連携及び協力>

第四条 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。



# 法における主な定義

## がん

- ・ 悪性新生物 **その他政令で定める疾病**

資料2のとおり

## がん登録

- ・ 全国がん登録及び院内がん登録

## 全国がん登録

- ・ 国及び都道府県による利用及び提供の用に供するため、この法律の定めるところ国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベース（情報の集合物であって、当該情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）に記録し、及び保存することをいう。

## 院内がん登録

- ・ がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。

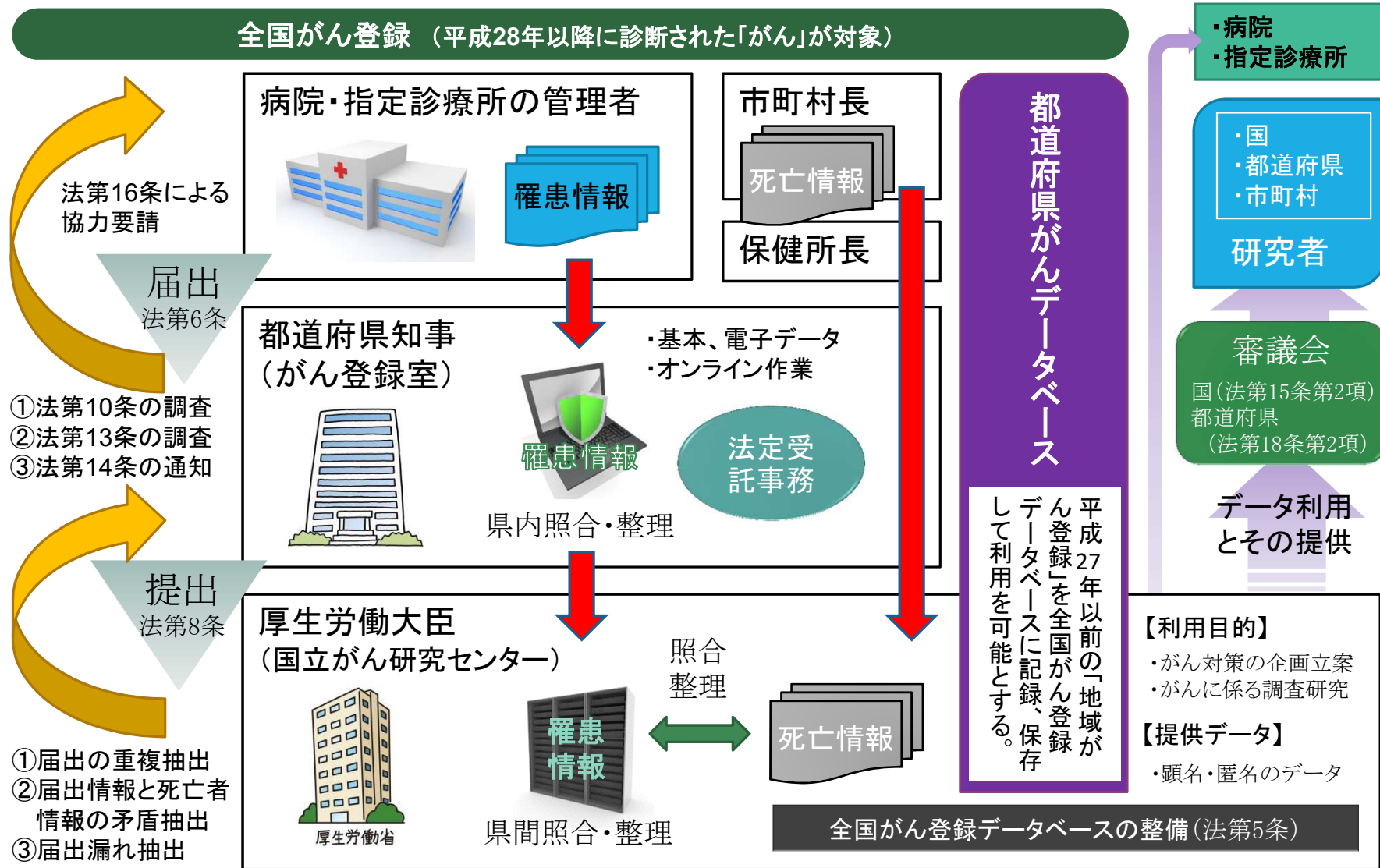
## 全国がん登録情報

- ・ 全国がん登録データベースに記録された **第五条第一項に規定する登録情報**（匿名化が行われていないものに限る、この法律の第二章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。

## 都道府県がん情報

- ・ 全国がん登録情報のうち、これを利用しようとする都道府県の名称が第五条第一項第二号の情報として記録されたがん及び当該都道府県の区域内の第六条第一項に規定する病院等から届出がされたがんに係る情報（匿名化が行われていないもの限り、この法律の第二章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。

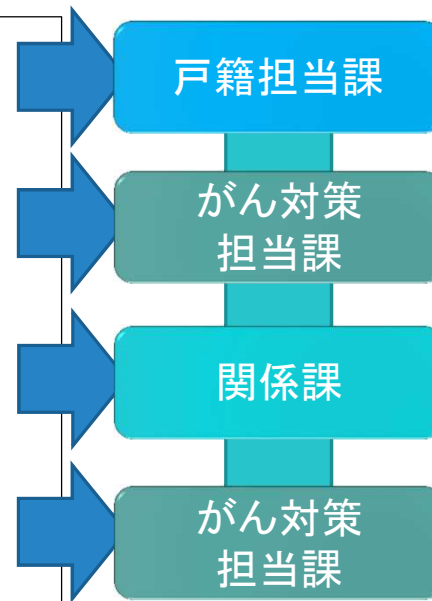
# 届出から登録、情報の利用について



## 市町、健康福祉事務所(保健所)の主な事務

### ○市町が行う主な事務等

- ①法第11条に基づく「死亡者情報票」の提出
- ②法第19条及び21条に基づき、がん対策の企画立案  
又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該  
市町のがんに係る情報の利用
- ③法第29条に基づく不正利用等の禁止
- ④法第46条には、②のデータを利用し、がん検診の  
質の向上その他のがん対策の充実に努める



### ○健康福祉事務所(保健所)・政令市保健所が行う主な事務

- ①法第11条に基づく「死亡者情報票」の経由事務
- ②法第16条に基づく関係者への協力要請



## 罰則について

**第五十二条** 第二十八条第一項から第六項まで又は第三十三条の規定に違反して全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第五十三条** 第二十八条第五項又は第六項の規定に違反して秘密(全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。)を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十四条** 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第一項から第五項までに規定する者 その事務に関して知り得た当該各項に規定する情報

二 第二十九条第六項に規定する者 その業務に関して知り得た同項において準用する同条第一項、第三項又は第五項に規定する情報

三 第三十四条に規定する者 その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報(匿名化が行われていない情報に限る。)

**第五十五条** 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十六条** 第三十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第五十七条** 第三十四条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報(匿名化が行われていない情報を除く。)を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、五十万円以下の罰金に処する。

**第五十八条** 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第五十九条** 第五十二条から第五十五条まで及び第五十七条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

**第六十条** 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十六条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

### 秘密保持義務違反

罰則の対象となる者

厚生労働省職員  
国立がん研究センター役員、職員  
審議会等の委員(国、都道府県)  
都道府県の職員  
●事務委任機関の職員(がん登録室)  
●事務等の委託業務に従事する者  
△市町の職員(死亡者情報票に係る)  
※すべて職員等であった者を含む

がん情報を受領し、その事務に従事する者(していた者)

がん情報受領者から業務委託等を受ける者(受けていた者)

不正提供や盗用した場合⇒

50万円以下の罰金

病院等で届出に関する業務に従事する者(していた者)

6ヶ月以下の懲役  
又は  
50万円以下の罰金

①全国がん情報等に係るがんの罹患等の情報

2年以下の懲役  
又は  
100万円以下の罰金

①以外の秘密(●)

1年以下の懲役  
又は  
50万円以下の罰金

匿名化情報、死亡者情報(△)の乱用、盗用等

適正利用のため勧告等の命令に違反した場合

6ヶ月以下の懲役  
又は  
30万円以下の罰金

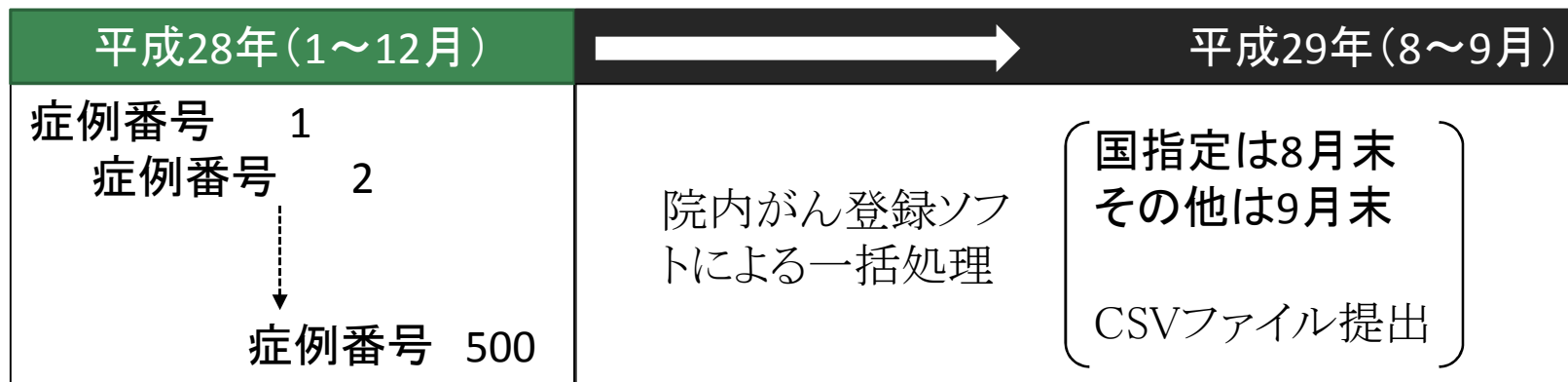
報告義務違反等⇒

30万円以下の罰金

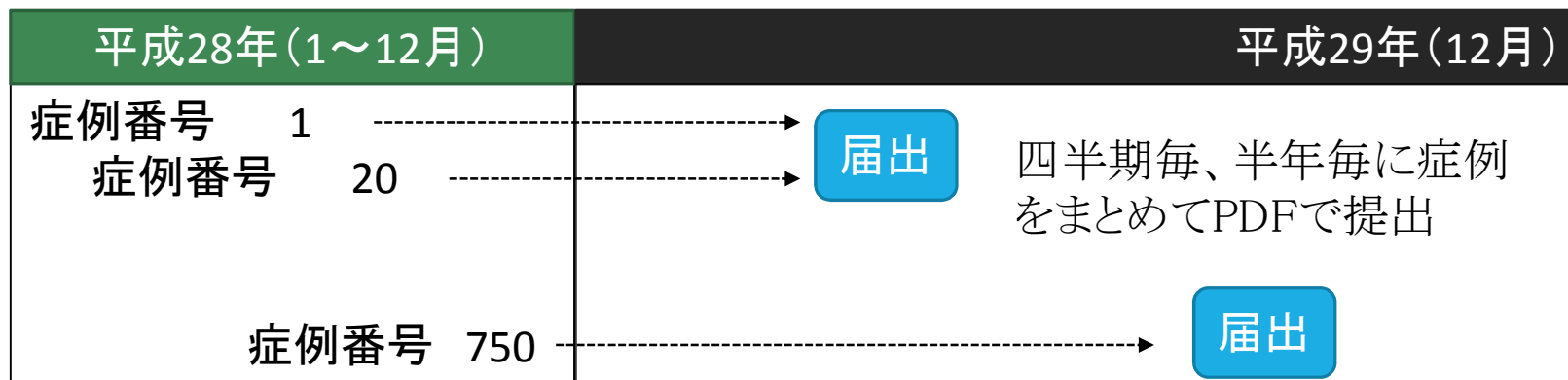
日本国外において罪を犯した場合も適用

## 届出の具体例①

### ●がん診療連携拠点病院等の「院内がん登録」実施施設



### ●がん登録症例が100例以下の施設





## 届出の具体例②

### ●がん治療の紹介を依頼した施設とされた施設

**症例①** 病院Aで診断され、紹介病院Bにその治療を依頼する例。

	H28.6月	9月	10月	11月	H29.6月	届出要否
病院A	精密検査	確定診断	治療紹介		治療状況把握	○
病院B				手術等実施	----->	○

原則として、紹介元病院は他院への紹介時(又は経過不明時)に届出が必要です。

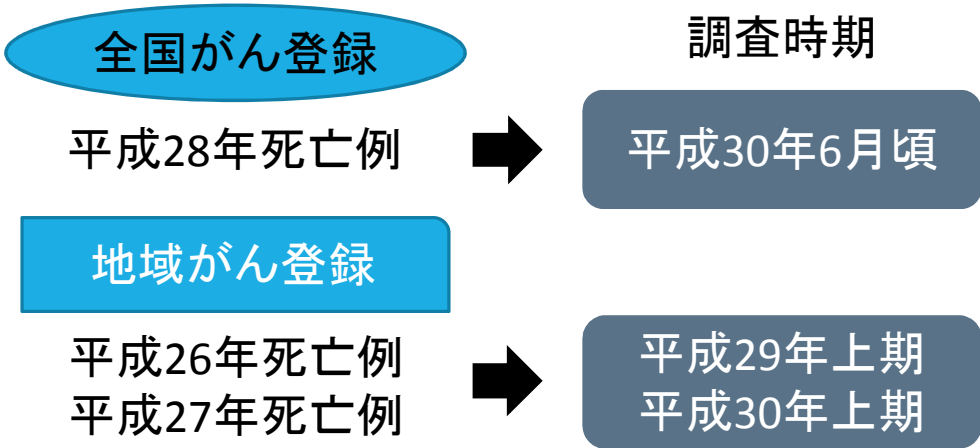
**症例②** 病院Aで診断されたが、紹介病院Bでその治療が行われなかった例。

	H28.6月	9月	11月	H29.11月	届出要否
病院A	精密検査	確定診断	治療紹介	治療状況不明	○
病院B			受診せず、治療なし		×

# 遡り調査(死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出)

都道府県知事は、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所に対し、法律に基づく一定の期間内に当該がんに関する届出が行われなかったものとして、遡って届出を求めることができます。

このように都道府県知事が死亡者新規がん情報に基づき、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所に対して実施する調査を**遡り調査**といいます。



提出方法:レターパックプラス等の送受歴が残る方法が必須で、普通郵便は不可。

※調査票の提出は、法第6条に基づく届出に該当します。

全国がん登録遡り調査票

複製禁止 F001-201408-1 事務局使用欄  7.既登録等

OF12345678 6

DCN通知区分	<input type="checkbox"/> 3.死亡検索 <input type="checkbox"/> 4.死亡診断書には調査対象のがんの記載なし <input type="checkbox"/> 5.調査対象者の該当なし <input type="checkbox"/> 6.調査対象腫瘍の詳細診療情報なし(主たる診断・治療病名: ) ⇒ 上記に該当する場合、以下の調査票の記入は必要ありません <input type="checkbox"/> 2.死亡診断書に記載のがんは調査票の内容とは異なる ⇒ 死亡診断書に記載のがんを以下の調査票に記入
① 病院等の名称	
② 診療録番号	
③ カナ氏名	
④ 氏名	
⑤ 性別	⑥ 生年月日
⑦ 診断時住所	
⑧ 保側性	<input type="checkbox"/> 1.右 <input type="checkbox"/> 2.左 <input type="checkbox"/> 3.両側 <input type="checkbox"/> 7.側性なし <input type="checkbox"/> 9.不明
⑨ 原発部位	C
⑩ 特異診断	
⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	<input type="checkbox"/> 1.自施設診断 <input type="checkbox"/> 2.他施設診断 <input type="checkbox"/> 1.自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明 <input type="checkbox"/> 2.自施設で初回治療を開始 <input type="checkbox"/> 3.他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続 <input type="checkbox"/> 4.他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診 <input type="checkbox"/> 8.その他
⑳ 診察経過	<input type="checkbox"/> 1.原発巣の組織診 <input type="checkbox"/> 2.転移巣の組織診 <input type="checkbox"/> 3.補助診 <input type="checkbox"/> 4.部位特異的腫瘍マーカー <input type="checkbox"/> 5.臨床検査 <input type="checkbox"/> 6.臨床診断 <input type="checkbox"/> 9.不明
㉑ 診断日	<input type="checkbox"/> 0.西暦 <input type="checkbox"/> 4.平成 年 月 日
㉒ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	<input type="checkbox"/> 1.がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 <input type="checkbox"/> 3.他疾患の経過観察中の偶然発見 <input type="checkbox"/> 4.剖検発見 <input type="checkbox"/> 8.その他 <input type="checkbox"/> 9.不明
㉓ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	<input type="checkbox"/> 400.上皮内 <input type="checkbox"/> 410.眼局 <input type="checkbox"/> 420.所属リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430.遠隔臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440.遠隔転移 <input type="checkbox"/> 777.該当せず <input type="checkbox"/> 499.不明
㉔ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	<input type="checkbox"/> 400.上皮内 <input type="checkbox"/> 410.眼局 <input type="checkbox"/> 420.所属リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430.遠隔臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440.遠隔転移 <input type="checkbox"/> 660.手術なし・術前治療後 <input type="checkbox"/> 777.該当せず <input type="checkbox"/> 499.不明
㉕ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	<input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明 <input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明 <input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明 <input type="checkbox"/> 1.原発巣切除 <input type="checkbox"/> 4.姑息的な観血的治療 <input type="checkbox"/> 6.観血的治療なし <input type="checkbox"/> 9.不明 <input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明 <input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明 <input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明 <input type="checkbox"/> 1.自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2.自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9.施行の有無不明
㉖ 死亡日	備考



# 「がん」でなかった場合の連絡

- 全国がん登録(平成28年以降診断例)の届出等に関すること
- 地域がん登録(平成27年まで診断例)の届出等に関すること



- 疾病対策課がん・難病対策班  
TEL 078-362-3202
- 公財)兵庫県健康財団 がん登録室  
TEL 078-793-9340

## 連絡事項(必須)

- ✓ 病院名
- ✓ 診療録番号(患者ID)
- ✓ 該当患者の生年月日
- ✓ 届出時期

上記項目等について、できる限り、連絡した履歴が残る方法でご連絡願います。

チェックすると入力できるようになります

### 全国がん登録届出票①

①病院等の名称	国立がん研究センター中央病院		
②診療録番号	123456	(全半角16文字)	
③カナ氏名	シ ツキジ	(全角カナ10文字)	メイ トミオ (全角カナ10文字)
④氏名	氏 築地	(全角10文字)	名 富雄 (全角10文字)
⑤性別	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 男性 <input type="checkbox"/> 2. 女性		
⑥生年月日	<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 1. 明治 <input type="checkbox"/> 2. 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 昭和 <input type="checkbox"/> 4. 平成 <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="1"/> 日		
⑦診断時住所	東京都中央区築地5-1-1 NCCアパートメント (全半角40文字)		
腫瘍の種類	⑧側性	<input type="checkbox"/> 1. 右 <input type="checkbox"/> 2. 左 <input type="checkbox"/> 3. 両側 <input checked="" type="checkbox"/> 7. 側性なし <input type="checkbox"/> 9. 不明	
	⑨原発部位	胃、小腸	C16.2
		胃体部	
	⑩病理診断	腺癌	

# 院内がん登録ソフトについて

目安

区分	院内がん登録	対象	件数	ソフト
病院	実施	・拠点病院(国指定) ・(県指定)	1,000件～ /年間	Hos-CanR Plus
	未実施	・準じる病院 ・その他病院	300件程 /年間	Hos-CanR Lite 又は PDFによる届出
診療所	—	・指定の診療所	50件程 /年間	

	Hos-CanR Plus	Hos-CanR Lite	PDFによる届出
全国がん登録	対応	専用に近い	—
データベース機能	◎	○	×
届出形式	CSV	CSV(PDF)	PDF
届出時期	まとめて届出可	まとめて届出可	随時

# 診療所の指定について

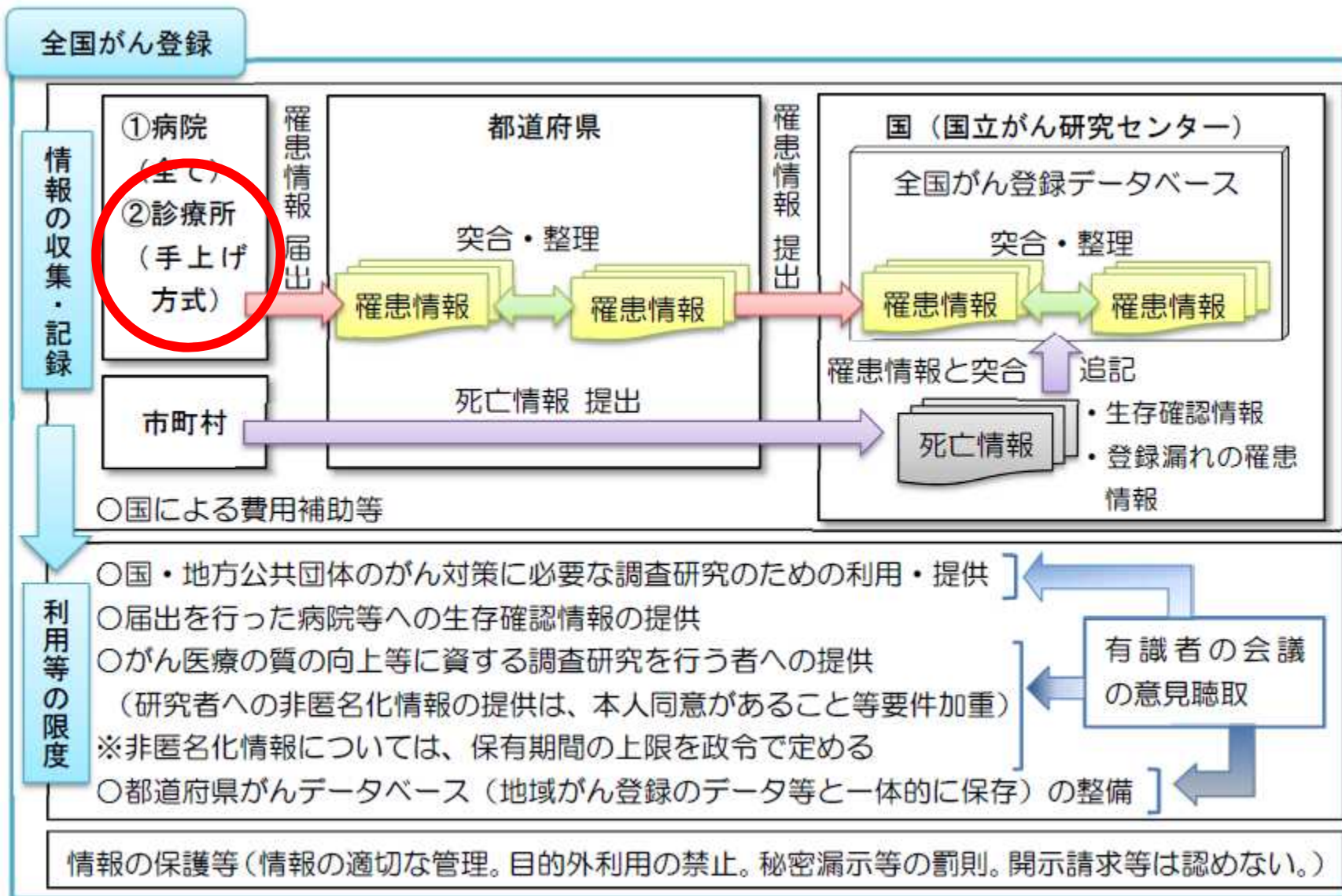
## (病院等による届出)

第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
- 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
- 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
- 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
- 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
- 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
- 八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
- 九 その他厚生労働省令で定める事項

## **2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。**

- 3 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うに当たっては、診療に関する学識経験者の団体の協力を求めることができる。
- 4 第二項の規定により指定された診療所は、その指定を辞退することができる。
- 5 都道府県知事は、第二項の規定により指定された診療所の管理者が第一項の規定に違反したとき又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適當であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。



## 診療所の指定の意義について

がんの届出

病院



県



国

全数に極めて  
近い数を把握

(基本理念)

第三条 全国がん登録については、がん対策全般を科学的知見に基づき実施する上で基礎となるものとして、広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況ができる限り正確に把握されるものでなければならない。

病院の届出だけでは正確に把握されない

**診療所**で診断、手術した症例を把握

手上げ(申請)方式による診療所を指定

## 診療所でのがんの症例

例えば>

✓ 消化器領域のがん

● 内視鏡下で病巣切除後にがんと判明

✓ 婦人科領域のがん

● 子宮頸がん手術

法第6条第2項の規定に基づく診療所の指定を検討願います

平成27年12月1日～12月21日までに疾病対策課へ申請



## 診療所の届出方法

- (1) 届出は、電子媒体（専用のPDFファイル）で行います。
- (2) このPDFファイルは、国立がん研究センターの専用サイトからダウンロードが必要です。
- (3) 国立がん研究センターからPDFファイル等を送受信する際に生じる通信料や診療所から県（委任機関）へ届出する際にかかる費用（郵送料等）は、届出者（診療所）の負担となります。
- (4) 診療所から県（委任機関）へ届け出る電子媒体（USBメモリ）の送付は、レターパックプラス等の送受歴が残る方法が必須で、普通郵便は不可。
- (5) USBメモリについては、県（委任機関）で登録処理が完了すれば当該診療所へ返却します。



# 指定診療所の申請方法等について

## 1 申請方法

指定を受けようとする診療所の開設者は、所定の申請書（様式1）を知事へ提出（手上げ方式により）願います。

## 2 申請書の提出時期

**平成27年12月1日(火)～平成27年12月21日(月)**

## 3 提出先

〒670-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
 兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課がん・難病対策班 あて

## 4 指定

年途中の指定は行いません

## 5 指定期間

指定期間の制限はなく、指定を受けた診療所の辞退又は知事による指定取り消しまで効果は継続します。

## 6 届出対象

届出対象は、指定日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報。

## 7 指定を受けていない診療所からの届出の取り扱い

- (1) 指定診療所以外の診療所から知事へ届出があっても受理しません。
- (2) 厚生労働大臣による死亡者新規がん情報に関する通知は、調査対象外となります。

## 8 指定の辞退、取り消し

- (1) 指定診療所は、指定の辞退は可能です。
- (2) 指定診療所が届出義務違反や届出を行うことが不相当と認められる場合、知事による指定の取り消しが可能

様式1

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

(申請者)

診療所の所在地  
 診療所の名称  
 開設者の住所  
(法人の場合は所在地)

開設者の氏名  
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

印

全国がん登録における指定申請書

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項の規定による診療所として、指定されたいので申請します。  
 なお、指定の上は法第6条第1項の規定による届出及び法第6条第5項の規定の定めるところに従い、法の規定による一切の事項を守ります。

記

①地方厚生(支)局が指定する保険医療機関コード	
②診療所の名称	※申請者欄の診療所と同一の場合は記入不要です。
③標榜する診療科目	
④連絡先	電話番号
	E-MAIL
	実務担当者名

※連絡手段として使用しますので、E-MAILは必ずご記入願います。

**※様式はホームページから**



# 都道府県がんデータベース(地域がん登録)

## (都道府県がんデータベース)

第二十二条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、次の各号のいずれかに該当する情報と都道府県がん情報の全部又は一部を一体的に記録し、及び保存する必要があると認めるときは、全国がん登録データベースを用いて、一を限り、これらの情報及び第三項の規定により匿名化を行った情報を記録し、及び保存するデータベースを整備することができる。

一 この法律の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、及び保存する事業であって、全国がん登録に類するものとして政令で定めるものにより収集されたこれらの情報

二 当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として政令で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報



地域がん登録

各都道府県が実施した地域がん登録事業の蓄積データについて、都道府県が独自にデータベースを整備できる法的根拠を設け、そのデータの保存及び利用を可能とする予定。

# 都道府県がんデータベースとは

～平成27年

地域がん登録事業

任意

……健康増進法第16条、がん対策基本法

平成28年～

法施行

……国が主体的に行う「全国がん登録」と都道府県の判断で行う「都道府県がんデータベース」及び「院内がん登録(病院実施分)」がある。

		新 全国がん登録データベース	都道府県がんデータベース(現地域がん登録)	備考
実施体制	法的根拠	がん登録等の推進に関する法律第5条	がん登録等の推進に関する法律第22条	
	実施主体	国主体(法廷受託事務)	都道府県の判断	
	届出票	電子媒体	紙又は電子媒体(従来どおり)	
	終期	(なし)	都道府県の判断	
届出対象と目的		平成28年以降に診断されるがんに係る罹患、診療、転帰等の把握及び利用	～平成27年以前に診断されたがんのデータ利用をするため収集されたがん情報等の <b>保管</b>	
届出内容、流れ等		①届出項目に大きな変更はないが、選択肢の増減等がある。 ②電子媒体処理、セキュリティの強化	<u>基本的には、従来と同じ</u> ①病院からの届出、データ入力処理 ②遡り調査(登録漏れ入力) ③死亡小票の入力、照合	全国がん登録では県外のがん患者も届出の対象

# 全国がん登録と地域がん登録事業の届出

		全国がん登録	地域がん登録 (都道府県がんデータベース)
実施(開始)時期		平成28年1月1日～施行	平成19年から再開
届出対象	平成27年度	平成28年診断症例～ (平成28年1月1日以降)	平成27年診断例まで
	平成28年度		<b>平成26年及び27年診断症例のみ</b> (平成25年診断症例までの追加届出は不要)
	平成29年度		
	平成30年3月頃		
届出媒体等		電子媒体(PDF、CSV)	紙媒体又は電子媒体(望ましい)
届出先		当面の間、 <b>疾病対策課</b>	公財)兵庫県健康財団神戸西事務所 がん登録室

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
全国がん登録	開始	H28年診断例	12月末	H28確定	
地域がん登録		H26年診断例	H26確定		
			H27年診断例	H27確定	

# 院内がん登録について

(院内がん登録の推進)

第四十四条 専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について**重要な役割を担う病院**の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して**院内がん登録を実施するよう努めるものとする。**

重要な役割を担う病院

例えば

1. 国指定がん診療連携拠点病院
2. 県指定がん診療連携拠点病院
3. がん診療連携拠点病院に準じる病院
4. その他の病院

**病院間の治療成績、がん種ごとの生存率が把握できる。**

(病院等への提供)

第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、**当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報**(厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、**その提供を行わなければならない。**この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

# 人材の育成について

(人材の育成)

第四十九条 国及び都道府県は、がん登録に関する事務又は業務に従事する人材の確保及び資質の向上のため、必要な研修その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 研修会の開催
- がん登録関連情報の提供(メール配信等)
- 関係機関との連携

## 問い合わせ窓口

- 全国がん登録(平成28年以降診断例)の届出等に関すること
- 地域がん登録(平成27年まで診断例)の届出等に関すること



- 疾病対策課がん・難病対策班  
TEL 078-362-3202
- 公財)兵庫県健康財団 がん登録室  
TEL 078-793-9340

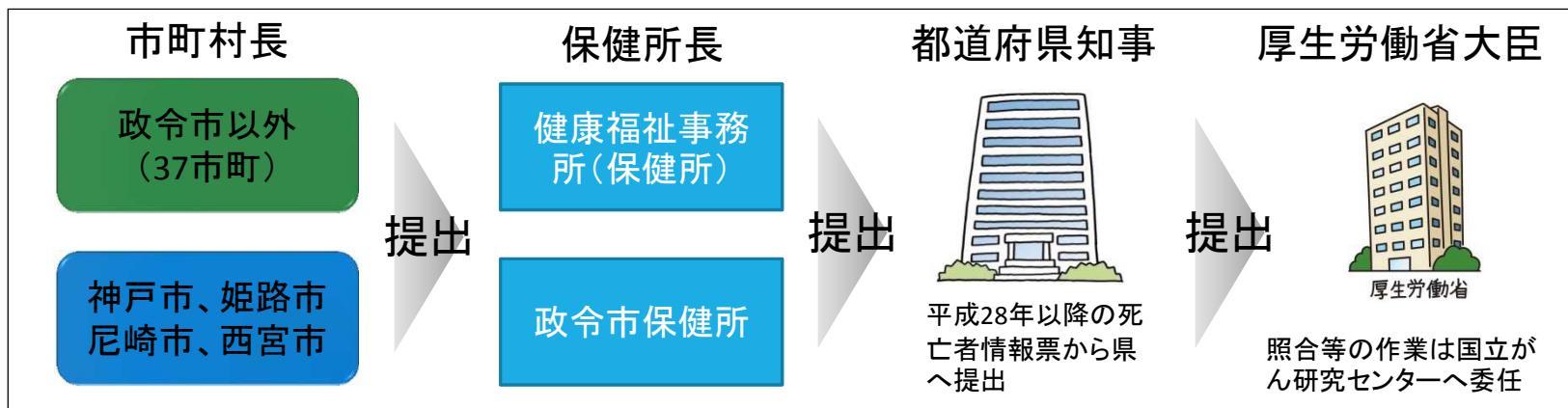
# 市町村に死亡者情報票の作成等業務

(死亡者情報票の作成及び提出)

**第十一条** 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。次項において同じ。)は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、**死亡者情報票**(死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時ににおける住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の**電磁的記録**(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)又は**これらの情報を記載した書類**をいう。以下この章において同じ。)を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあっては、当該市又は特別区の設置する保健所の長)に提出しなければならない。

2 前項の保健所の長は、同項の規定により市町村長から提出された死亡者情報票を審査し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の保健所の長から提出された死亡者情報票を審査し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。



# がん登録推進法にかかる市町の協力義務等

(関係者相互の連携及び協力)

第四条 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(基本理念)

第三条 全国がん登録については、がん対策全般を科学的知見に基づき実施する上で基礎となるものとして、広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況ができる限り正確に把握されるものでなければならない。

2 院内がん登録については、これが病院におけるがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に資するものであることに鑑み、全国がん登録を通じて必要な情報が確実に得られるよう十分な配慮がなされるとともに、その普及及び充実が図られなければならない。

3 がん対策の充実のためには、全国がん登録の実施のほか、がんの診療の状況を適確に把握することが必要であることに鑑み、院内がん登録により得られる情報その他のがんの診療に関する詳細な情報(以下「がん診療情報」という。)の収集が図られなければならない。

(協力の要請)

第十六条 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

新

法第十条にかかる調査……届出の重複調査(氏名、生年月日が同一で診断時の住所が異なる者の確認)

新

法第十三条にかかる調査……届出情報と死亡者情報の矛盾調査(本人及びがんの同一性、死亡日等の確認)

法第十四条の通知に基づく協力要請……死亡者新規がん情報にかかる調査を幅広く行う(病院、市町へ確認)

従来の遡り調査→届出勧告



# 市町による全国がん登録情報の利用

(市町村等への提供)

**第十九条** 都道府県知事は、次に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち第五条第一項第二号の情報として当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

- 一 当該都道府県の区域内の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人
  - 二 当該都道府県の区域内の市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人から当該市町村のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者
  - 三 前号に掲げる者に準ずる者として当該市町村の長が定める者
- 2 都道府県知事は、前項の規定による提供を行おうとするときは、あらかじめ、前条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 3 **市町村長**は、第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。
- 4 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

当該市町の  
名称が記録  
されている  
がんに係る  
情報

新

準ずる者を定める場合は、審議会その他合議制の機関の意見を聴き、都道府県知事に協議が必要。

当該市町の住民  
であった者が  
がんに係る情報

(その他の提供)

**第二十一条第二項**

…(略)…当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これらの者が同項の規定により提供を受けることができる都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって当該市町村の住民であった者に係るものの提供の求めを受けたときは、…(略)…

当該市町を転出した  
者でも転帰情報等  
を得ることが可能



# 全国がん登録等の情報について

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/gantouroku.html>



全国がん登録 検索

ホーム >暮らし・環境 >健康・福祉 >健康づくり >がん対策ネット > 全国がん登録について

- がん対策ネット
- 全国がん登録について
- 兵庫県指定がん診療連携拠点病院について
- 市町のがん検診
- がん検診を受けましょう
- 患者サロンの情報

更新日:2015年10月6日

## 全国がん登録について

平成28年1月1日から、がん登録等の推進に関する法律(以下「がん登録推進法」という。)が施行予定であり、がんの罹患等の情報が正確に得られるようになります。また、その情報の利用や保護についても規定され、がん対策の一層の充実が図られることとなります。

制度の概要、病院等向け説明会の開催、診療所の指定申請

平成27年9月30日	全国がん登録にかかる県ホームページを公開
平成27年9月30日	がん登録推進法に関する病院等説明会にかかる参加申込の受付開始
平成27年10月6日	診療所の指定申請にかかる方法を更新

## 制度の概要

がん登録推進法に規定する全国がん登録には、大きく2種類あり、平成28年1月1日以降に診断されたがんにかかる全国がん登録データベースと平成27年12月31日までに診断されたがんにかかる都道府県がんデータベース(現行の地域がん登録)があります。その他、がん診療連携拠点病院等が行う院内がん登録についても規定されています。

- 全国がん登録について(PDF:166KB) PDF

がん登録推進法第6条1には、原発性のがんを初回診断した場合、すべての病院及び知事が指定する診療所の管理者は、知事等必要事項の届出をしなければなりません。

- 本資料は、平成27年11月時点の予定であり、国の通知や県予算の都合で変更となる場合があります。
- 随時、県ホームページの関連サイトの内容を更新しますので、左記サイトを定期的にご確認いただきますようお願いいたします。